

NORMA

ノーマ No.313

社協情報

2018

1

JANUARY



SPECIAL REPORT

年頭所感
P.2

特集
P.3

すすめよう！未来ある子どもたちの
健やかな育ちを支える取り組み
～社協における子ども・子育て支援～

● 社会福祉協議会の本領を發揮する年に
● 地域共生社会の実現に向けた社協事業・活動の展開

P.6 ●社協の質を向上させる人事・労務管理〔第8回〕

P.8 ●社協活動最前線

盛岡市社会福祉協議会（岩手県）

市内18団体の専門家が集まり分野や制度の垣根を越えて
複合的な課題を抱える世帯への地域トータルケアシステムを構築

P.10 ●地域をつなぐ生活支援相談員

益城町社会福祉協議会（熊本県）①

必死に走り続けた一年～これからも地域とともに～

P.12 ●明日への一歩～ノーマインタビュー～

認定特定非営利活動法人 日本ファンドレイジング協会代表理事 鵜尾 雅隆氏

一人ひとりのものの見方や考え方を変えていくファンドレイジング

社会福祉協議会の本領を發揮する年に

社会福祉法人全国社会福祉協議会

会長 斎藤 十朗



委員長 川村 裕

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会

地域共生社会の実現に向けた 社協事業・活動の展開



明けましておめでとうございます。

昨年は、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等を盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が成立・公布されました。これにより、公的な福祉サービスと協働して誰もが助け合いながら暮らすことのできる社会をめざし、各市町村において包括的な支援体制の整備がさらにすすめられていすることになります。

社会福祉協議会（以下、社協）は、住民主体の理念に基づき、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、長きにわたり地域課題の解決に向けてさまざまな事業・活動に取り組んできました。助け合いによる生活支援サービスの充実・強化とともに、日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業といった福祉サービス利用支援の実績も多く積み重ねてきました。

地域共生社会づくりで重要なのは、総合的な相談支援と住民参加の推進といわれますが、今こそ、社協がこれまで培ってきた経験と実績を踏まえ、総合的な相談支援や地域づくりの中核

を担う組織として本領を發揮するときであると考えます。全国の市町村社協におかれでは、その歴史的経緯や地域の実情によって必ずしも均一ではありません。社協の基盤強化による全体のレベルアップに向け、強力に取り組んでまいりたいと存じます。

また、本年は高齢者や障害者が共に利用できる「共生型サービス」が、新たに創設されます。高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの業種や分野を超えて、相互にまたは一体的に利用しやすくするための人員配置基準や報酬体系が設定され、各自治体の具体的な対応が本格化していくと考えられます。社協とともに福祉施設等を運営する社会福祉法人等による専門的援助と、住民主体の福祉活動の協働もさらに進展するよう、ナショナルセンターとして全社協の役割を發揮していく所存です。

地域に暮らすあらゆる住民が役割を持ち、支え合う福祉コミュニティの構築に向けて歩むこの一年が、皆さまにとっても良き年となりますよう祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年を迎える慶び申しあげます。

近年、日本各地で自然災害が続いているますが、昨年も、九州北部豪雨や秋田県豪雨、台風18号・21号による豪雨被害など、自然災害にともなう大きな被害が発生しました。東日本大震災や一昨年の熊本地震をはじめ、被災地においては、今なお厳しい生活を送られている方が多くいらっしゃいます。全国の被災地の皆さまの一日も早い生活の再建を祈念しております。

さて、地域共生社会の実現に向けた施策がすすめられるなか、昨年12月に「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備に向けた指針が示されました。各自治体では住民に身近な地域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を図るために包括的な支援体制づくりや市町村地域福祉計画の策定・改定等が具体化していくます。社協は包括的な支援体制における中核的な役割を担う機関として期待されていますが、さまざまな機関が地域福祉の実践を展開するなかで、関係機関が有機的に連携していくための力

として、その存在意義が問われる「正念場」を迎えているともいえます。

地域福祉推進委員会では、昨年5月にとりまとめた「社協・生活支援活動強化方針」の「第2次アクションプラン」などにおいて、皆さまに社協活動・機能の強化や活動基盤の整備を求めてまいりました。このなかで掲げた「強化方針」の柱や強化すべき行動は、今日の地域福祉の推進役として求められる行動指針となつており、地域共生社会の実現に向けた方向性とも重なるものとなつております。国の指針を踏まえ、昨年12月には「地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて」として、「強化方針」をもとに、社協に求められる事業・活動の展開等の考え方をお示ししました。各社協で計画的に取り組みをすすめていただきたいと思います。

今日の社協を取り巻く情勢のなかで、強化方針の具体化を図りながら、地域福祉のさらなる推進に努めてまいります。引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

横浜市神奈川区では、平成28年9月より、神奈川区民児協（以下、区民児協）が、子育て支援の全区的取り組みである「神奈川区子ども支援事業（以下、本事業）」を進めている。本事業は、主任児童委員全員で「実行委員会」を組織し、活動を展開している。区民児協の事務局は行政が担っているが、この「実行委員会」は神奈川区社会福祉協議会（以下、区社協）が事務局を担当することで本事業へ積極的に関わっている。

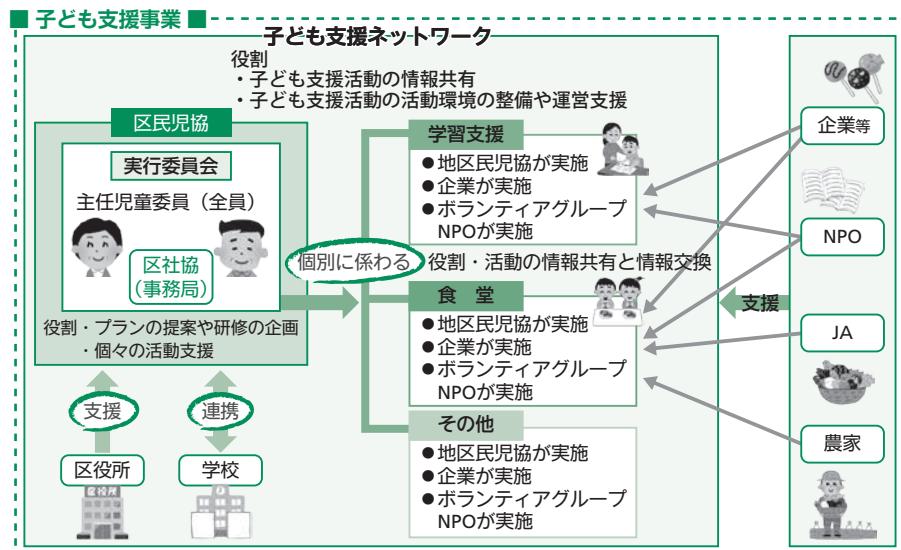
子ども・子育て支援に取り組んだきっかけ

もともと神奈川区では、地域の親子の居場所づくりなど、就学前の子どもを対象とした子育て支援の取り組みがあり、比較的子育て支援は充実していた。区社協では、このような環境を活かすために、それらの活動に対して運営費等の財政面で支援をしてきたが、小学生以上の子どもへと対象を拡大し、さらに支援を充実させる必要があると感じていた。

横浜市神奈川区社会福祉協議会（以下、区社協）として、積極的に子ども・子育て支援に取り組んだきっかけは、主に以下の3つの要因によるものです。

- ① 地域の親子の居場所づくり
- ② 就学前の子どもを対象とした子育て支援
- ③ 運営費等の財政面での支援

図1 神奈川区子ども支援事業イメージ図



すすめよう! 未来ある子どもたちの 健やかな育ちを支える 取り組み

～社協における子ども・子育て支援～

社協では、地域のあらゆる生活課題に対応し、関係機関や専門職とのネットワークを広げながら、地域福祉の中核的な組織として住民主体の地域福祉づくりに取り組んできている。しかし、高齢者や障がい者に比べて、子どもや子育てに関する分野の取り組みは弱く、今後さらなる活動の充実を図ることが求められている。

本特集では、積極的に子ども・子育て支援に取り組む社協とNPO法人の考え方や取り組み内容を通じて、子ども・子育て支援において、これから社協が果たすべき役割、期待について考える。

感じていた。

区社協では、子どもたちの身近な存在である主任児童委員と連携することが子育て支援のさらなる充実につながると考えた。そこで、これまで会議等でつながりのできた主任児童委員から直接意見を聞くため、平成27年2月より「ランチミーティング」を始めた。

民生委員への研修を通じた子ども支援意識の啓発と主任児童委員活動の理解促進

ランチミーティングでは、民生委員・児童委員（以下、民生委員）と主任委員の連携不足により、主任児童委員が自らの役割を果たし切れていないことが挙げられた。そこで、主任児童委員の活動しやすい環境を整えることが、結果的に地域の子育て支援につながると考え、区社協の呼びかけで、主任児童委員の活動や地域の子どもの課題について理解を深めるための研修会を開催した。研修は、地区民児協正副会長と経験の長い民生委員を対象とした。

研修を終え、民生委員の

これらの取り組みの第一の成果は、学校との連携が密になり、主任児童委員が学校とのつながりをより強くする

成果と今後の展望

区社協としては、これを機に地域や学校とのつながりをもつて主任児童委員を中心とした区全体で子ども・子育て支援の事業展開を行いたいと考え、先述の「実行委員会」を組織して本事業をスタートさせた。

など、その強みをさらに活かせるようになったことである。それにより、これまで見落としていたニーズのキャッチがしやすくなつた。

第二は、子どもの支援に対する意識の高まりが民生委員全体に広がり、子どもに関するケースを各地区民児協全体で検討する機会が生まれやすくなつたことである。

今後は、子育て支援の新たなニーズに対応するため、地域の人材を含めた社会資源の開拓や、新たな地域活動の展開も考えられる。その際、活動あり

きではなくニーズありきの丁寧な活動を進めるためにも、子どもに身近な存在である主任児童委員には期待がかかるところであり、区社協としても引き続き積極的に支援をしていきたい。

多様化、複雑化する子育て世帯の課題に対し、まさに「我が事・丸ごと」の視点を持ち、地域全体で支援を行っていく必要がある。社協としては民生委員等の住民と身近な活動者を中心とする多様な主体と関わりながら、ネットワーク機能を発揮していくことが求められていると考えている。

地域住民から得た課題を元に実施した多機関連携で支える子ども・若者支援

福岡県・うきは市社会福祉協議会 権藤俊介

うきは市社会福祉協議会（以下、市社協）では平成22年度から不登校やひきこもり状況にある方やその家族を対象とした不登校・ひきこもり対策相談支援事業（以下、当事業）を市より受託し、相談対応を実施している。

この事業のきっかけは、市社協が継続的に実施している福祉小座談会で不登校やひきこもりに関する課題が提起されたことだつた。福祉小座談会とは、各行政区で区長、分館長、民生委員・児童委員、福祉委員（市社協が委嘱）など役割を担つてゐる地域住民が普段から感じてゐる地域の課題や情報を共有する場である。この福祉小座談会

強い想いで事業を受託したもののが、これまでの子ども・若者支援の実績が少なかつた市社協としては、従来社協が行つてきているアウトリーチと相談支援が本事業の中心になると考えた。

そこで、まずは地域の連携体制の構築を考えしていくこととした。

地域の連携体制の構築

強い想いで事業を受託したもののが、これまでの子ども・若者支援の実績が少なかつた市社協としては、従来社協が行つてきているアウトリーチと相談支援が本事業の中心になると考えた。

他事業の利用世帯への同行訪問を通じた関係づくり

市社協が実施していた日常生活自立支援事業や障害者相談支援事業、訪問

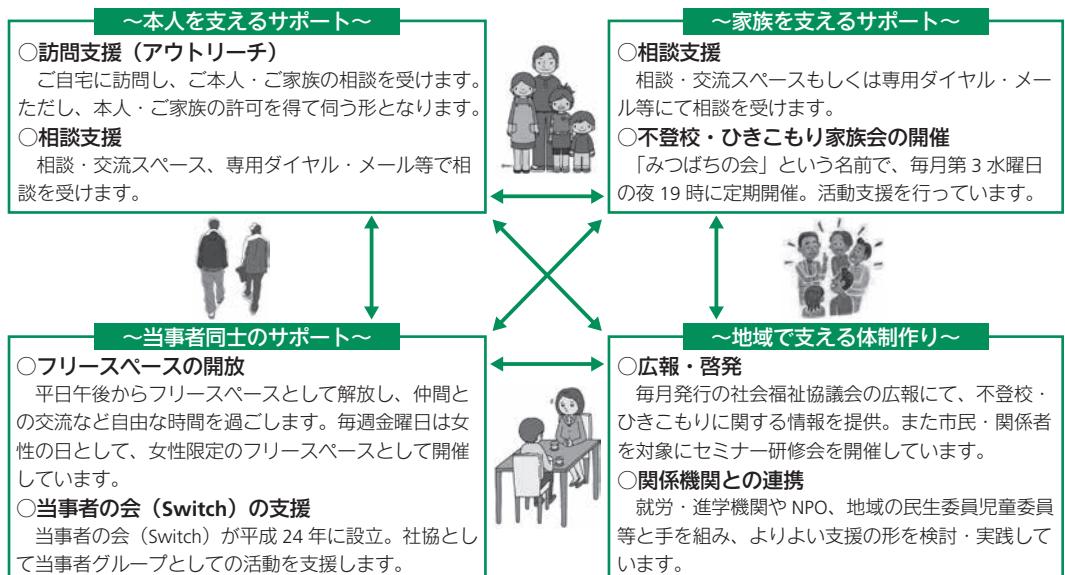
介護事業、居宅介護支援事業などの利用世帯のなかにも複合的な課題を抱え、不登校・ひきこもりで悩む子どもや若者がいる世帯が複数あつた。支援をする状態であることがわかると、そこに不登校・ひきこもり支援担当者が同行訪問し、関係づくりを行つたうえで、

そこで、自治体職員や県内外で先駆的に活動しているNPO等の関係者との交流会・研修等の場に積極的に参加した。これにより、既存の社協の関係者に加え、不登校、ひきこもりなど、子ども・若者に関する新たな支援者との繋がり作りを積極的に実施した。これ

は、今後の活動や支援のヒントを得る機会となると同時に、「社協が子ども・若者支援へ積極的に取り組む」という意思表示となり、多くの支援者から賛同と協力を得る機会となつた。事業開始当初の繋がりが今も当事業の支えとなつてゐる。

そして、地域の連携体制と構築と同時に取り組んだのが相談窓口の設置である。社協広報誌への掲載や防災無線での案内を��けることで、次第に匿名相談が増え、特設の電話番号を設置するなど、より相談しやすい窓口作りを徹底した。

図2 うきは市社協による支援の構図



必要に応じて単独訪問を実施した。さらに学校関係者や市内関係者が参加する実務者会議等にも積極的に参加し、相談窓口や支援内容について説明することできまざまな関係者に当事業が広く知られるようになった。それ以降、学校現場から直接、不登校生徒の対応相談や同行依頼が増加し、依頼を受けた市社協が支援状況を何度も学校に情報提供するという相互の連携によるよい支援の循環を生み出した。また、中学校の管理職及び核となる教諭と外部支援者との協議の場（教育相談部会）が毎週1回定例で開催されるようになり、お互いの支援状況を提示し合う機会も確立された。

このように、多くの当事者・家族との出会い、その結果、フリースペースの開設、就労支援、メールやチャットでの相談、アウトリーチの徹底、当事者の会（家族会）の運営補助、内職シェアステーションの設置（現在の就労準

備支援事業）など、年々幅広く展開していくこととなつた。また、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業の受託など、子どもの貧困対策にも積極的に相談窓口や支援内容について説明することができまざまな関係者に当事業が広く知られるようになった。それ以降、

学校現場から直接、不登校生徒の対応相談や同行依頼が増加し、依頼を受けた市社協が支援状況を何度も学校に情報提供するという相互の連携によるよい支援の循環を生み出した。また、中学校の管理職及び核となる教諭と外部支援者との協議の場（教育相談部会）が毎週1回定例で開催されるようになり、お互いの支援状況を提示し合う機会も確立された。

地域住民の声を元に不登校・ひきこもり相談が現在も実施されているが、そのなかで感じる子ども・若者のSOSは非常に深い。それは、当事者である子ども自身だけでなく、世帯の課題が背景にあることも大きな要因であり、それがひいては地域全体の課題になるとともに、顕在化しづらいという特徴をもつ。「地域住民の中に子どもや若者も含まれている」という意識を持ち続け、声なき声に常に向き合う姿勢が社協に求められている。市社協は今後も子ども・若者目線で課題に早期に対応しながら、それを個別支援で終わらず、地域づくりにつなげる意識をもち続け、支援の充実をめざしていきたい。

社協とともに活動に取り組む意義

コーディネート役の社協職員が活動場所にも訪ねてくれるのととてもうれしく感じている。スタッフの状況を理解し、支援してくれる。こうした後ろ盾があるからこそ、関係者が安心して活動に専念できる。

我々は、社協と一緒に取り組むことの効果は第一にネットワークづくりであると考える。社協のもつているネットワークを活かし、行政や福祉をはじめとする多くの民間団体と連携できる。第二に社協の事務サポートにより、現場の負担が相当軽減される。例えば、活動の補助金申請や報告等の事務手続きでは大いに助けられている。第三に事業の関係者の相談窓口機能がある。活動するうえでの困り事などについて、

毎週火・金曜日の17～21時に、子どもたちと一緒に遊んだり、勉強したり、手作りの料理を食べたりして過ごすことで、子どもたちが安心していられる場所を提供している。

今後の子ども・子育て支援の推進に向けて

社協には、官民の仲介者として現場の声に耳を傾け、行政に対し支援を必要としている人たちや、現場における課題等に関する声を届けてくれるこまつている。

また、地域には多くのNPO団体があるが、必要に応じてそれらを融合させ、それぞれの特色を最大限活かして活動ができるようにしてほしい。事業を推進しても関係づくりができるないと、時間の経過とともに立ち行かなくなってしまうこともある。我々のトライライトステイ事業の連携が最初から今日までうまくいっているのは、大津市社協のこれまでの顔の見える人間関係づくりの成果と言つても過言ではないだろう。

子どもは地域の宝である。さまざまなかつとが多い子どもを対象としている。彼らは家で保護者にゆつくりと関わつても一人に大人一人が必ずついて家庭的な時間を過ごすようにしている。

関係者が相談できる窓口が常にあるのは大変心強い。

本事業については大津市社協の呼びかけで定期的に連絡会が開かれている。

そこでは情報交換や意識の共有がなされ、関係団体同士の結び付きが強められている。

社協による顔が見える関係づくり

特定非営利活動法人あめんど 理事 恒松勇

夜の子どもの居場所づくり

当法人は、夜の子どもの居場所であるトライライトステイ事業（以下、本事業）を大津市のモデル事業として、2014年9月から取り組み始めた。

本事業は家庭の事情で夜に一人で過ごすことの多い子どもを対象としている。彼らは家で保護者にゆつくりと関わつても一人に大人一人が必ずついて家庭的な時間を過ごすようにしている。

本事業は家庭の事情で夜に一人で過ごすことの多い子どもを対象としている。彼らは家で保護者にゆつくりと関わつても一人に大人一人が必ずついて家庭的な時間を過ごすようにしている。

子どもは地域の宝である。さまざまなかつと多い子どもを対象としている。彼らは家で保護者にゆつくりと関わつても一人に大人一人が必ずついて家庭的な時間を過ごすようにしている。

人事・労務管理



連載
第8回

せん。
○考課者（考課する者）

考課者の考課対象期間における事実を的確に把握し、考課の項目ごとに考課点をつけ、考課点合計に考課ウェイトを乗じて評点（100点満点）を算出し、コメントを記載して、期日までに調整決定者に送ります。

綱川労務管理センター／HRM-LINKS Co.,Ltd.
人事コンサルタント・社会保険労務士
綱川 晃弘

評価制度(3)

前回は具体的な評価シートをもとに、シート作成のポイントを解説していました。今回は、人事考課のプロセスのうち、「事実をとらえる」「点数をつける」について解説します。

事実をとらえる

まず、事実を捉える段階ですが、前

提として誰が誰を考課するかを決めなくてはなりません。第6回（本誌No.311・2017年10-11月号）でも

ふれましたが、統制の限界を考え、仕事をよく見ている直属の上司を1次考課者、その上司をとりまとめる役割の職員を2次考課者とする等、組織図や配置図を見ながら適宜設定します。こ

○被考課者（考課される者）

被考課者には自己評価をしてもらいますが、あくまでも考課者と被考課者の認識ギャップを明らかにし、フィードバック面接を有効に機能させることです。したがって、ありますので、被考課者・1次考課者・2次考課者・使用する人事考課

シートについて、それぞれに漏れがないように、原則として考課実施のたびに作成して周知します。

この被考課者と1次・2次考課者の役割を、第6回で示したことも含めてまとめることがあります。

この被考課者と1次・2次考課者の人の目を通して評価することで精度を高めること、考課者が孤独に考課をして苦しまないようになります。2次考課者の負担を軽減するのに有効だと考えるからです。

また、考課者が事実をとらえる場合、必ず守らなくてはならない3つの限定原則があります。この限定原則は、いわば考課される職員へのマナーといえます。

ます。

具体的には、まず1次考課者が考課します。恣意的な考課や見方の狭い考課などを防止する役割を担う2次考課者は、1次考課者の考課結果とその根拠となる事実について説明を受け、自分で確認した事実も加えて、1次考課者の結果を修正する必要があるかを協議します。最終的に協議の上で考課点を確定させ、コメントとともに評点合計を算出します。

このような合議制を取るのは、複数の人の目を通して評価することで精度を高めること、考課者が孤独に考課をして苦しまないようになります。2次考課者の負担を軽減するのに有効だと考えるからです。

また、考課者が事実をとらえる場合、必ず守らなくてはならない3つの限定原則があります。この限定原則は、いわば考課される職員へのマナーといえます。

②職務限定…あくまでも職務上の範囲に限定して考課すること

法人内での自主的な集まりやプライベートでの事実等、職務と関係がないものは考課の対象とはしません。

①期間限定…あくまでも考課期間内に判明した事実に基づいて考課すること
過去に問題を起こした場合があつても、いつまでもそれを引きずっていたり、蓄積していくことは、リカバリーができず、モチベーションによる影響はありません。その考課期間ごとに精算していくことが原則です。

点数をつける

次に、点数をつける段階についてですが、この段階では、「考課者が捉えた事実」と「考課シートに書かれた内容と付け方の基準」で考える絶対考課が基本といえます。

この対義である、人と人を比べて考課する相対考課は、考課者が抱いているイメージが先行しやすく、資格を持つているから優秀なはずだといった論理誤差というエラーを起こしやすい等の理由から、この方法は取らないほうがよいと考えます。

また、「つけかたの基準」についても、しっかりと設定しておくべきだと考えます。いろいろな考え方があるとは思いますが、次のような方法が妥当と考えます。

実際の考課場面では、さまざまな事実が考課期間内に起こります。ある項目について、よくできて褒められたときもあります。失敗して指導されるときもあります。これらを一つひとつ「これは4点」「これは3点」とつけていくのではなく、**図1**にあるように考課期間内の事実をおしなべてみて、今期は3なのか4なのかという具合に考課点を確定させる方法が妥当と考えます。

こうしたつけかたを定義していない

事業所が多く、結果として考課が正しく行われていないところが多いように思いますので、規程や要綱、考課者訓練等を通して考課者には周知徹底させることが必要です。

点数をつける時に、**表1**のような考課エラーがあると言っています。これ自体を暗記すれば間違えなくなるというものではありません。

この表を参考に、自分はどういうエラーに陥らないように注意しない傾向があるか自己認識を新たにして、エラーに陥らないように注意しながら考課してください。

次回は、評価確定について解説します。

図1 点数のつけかたと確定のしかた

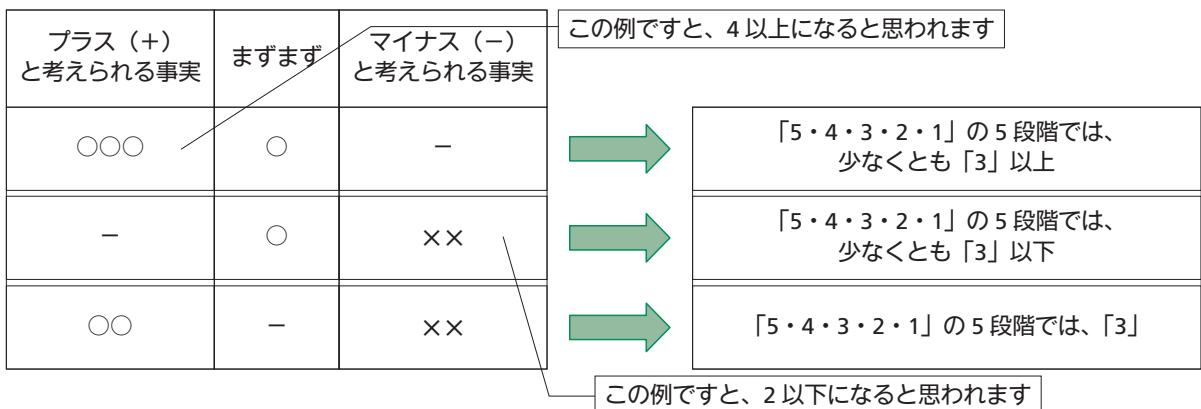


表1 主な考課エラー

	内 容
ハロー効果	何か一つ良いと、何もかもが良くみえてしまう。(目標をクリアできたのだから、意欲態度も抜群のようにみえる) 何か一つが悪いと、何もかもが悪くみえてしまう。(自分に対して横柄な態度をとる部下は、実績も意欲態度も劣るようみえる)
寛大化傾向	自分の部下はかわいいし、他部門よりはよくみてやりたいという考課者の気持ちが、そのまま考課にあらわれ、実際によりもプラスに評価してしまう。
中心化傾向	考課結果が3またはその前後に集中し、個人差がほとんどなくなる傾向。考課に不慣れ、自信がない、真剣さがない等により、部下の間に差をつけることをためらうことが原因である。
極端化傾向	少しよければ極端によくし、少し悪ければ極端に悪く考課をする。結果として、中心化傾向とは逆の考課結果が5・4と2・1に二極化する。
論理誤差	「彼は一生懸命自己啓発をしている」という事実で、「自己啓発」をしているのは「利用者本位」のためだろうといった理屈をつけてしまう。
対比誤差	自分と部下とを比較してしまう。自分の得意分野の仕事については比較的辛く考課をし、不得意分野については比較的甘く考課してしまう。
遠近考課	考課実施時の直前の事実は大きくみえ、3~4か月前の事実は小さくみえる。
メイキング	評点を出してみると58点となったが、「あれだけやったのだから65点くらいになるはずだ」と思い、考課を無理に変えてしまう。

社協活動最前線

盛岡市社会福祉協議会

市内 18 団体の専門家が集まり
分野や制度の垣根を越えて
複合的な課題を抱える世帯への
地域トータルケアシステムを構築



盛岡市の中心を流れる開運橋、北上川と岩手山。盛岡市の中心部には北上川、中津川、栗石川の3本の川が流れています。秋には鮭が遡上する。盛岡市の中心部からは岩手山を望むことができ、街の中には四季折々の花木が咲き、盛岡三大麺（わんこそば、盛岡冷麺、盛岡じゃじゃ麺）とともに観光客に楽しめています。（写真：盛岡市提供）

盛岡市社協が事業を受託した経緯

盛岡市では、高齢者、障がい者、子どもなどの各分野について、さまざまな団体がそれぞれ縦割りで相談支援事業を展開していたため、昨今増えつつある、世帯が抱える複合的な課題に対処するには難しい側面があつた。制度の壁をなくし、各相談支援機関が協力して問題解決を図っていくことが今後はますます求められている。このため、行政の第2期

理想的な多機関協働システムを構築

カー（以下、CSW）を2名配置し、その後は順次増員して分野横断的な連携強化や、地域ニーズの把握を図る計画でした。その過程で、目的が合致する「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業を知りました。そこで、行政と協議して事業を受託し、市内にある相談支援機関と連携しながら、各事業所の人材や専門的ノウハウを有効に活用するシステムを構築しようということになりました」

盛岡市地域福祉計画（平成27年度）と社協の第2期地域福祉活動計画（平成28年度）に基づき、全世代・全対象型の地域トータルケアシステムを構築する必要があつた。平成28年度から多機関の協働による包括的支援体制構築事業に取り組み始めた当時の状況を、盛岡市社協地域福祉課の工藤和徳課長は次のように説明する。

「行政の地域福祉計画において、まずはコミュニケーション・ソーシャルワーカー

多機関が有機的に結びつくためには、各相談支援機関のエキスパートに連携の推進を担つてもらうことが必要であると考え、市内にある18団体（内3つは盛岡市社協）から所属する職員を推薦してもらい、盛岡市社協から相談支援包括化推進員（以下、推進員）の委嘱を行つた。各団体を回つて主旨を説明し、団体における活動と「兼任」での推進員を依

頼したところ、盛岡市社協内に専任推進員1名、各相談支援機関に兼任推進員17名を配置することができた。兼任推進員の役割は、連携の推進、事業のPR、相談窓口、相談支援、ニーズ把握、社会資源創出等であり、専任推進員は兼任推進員のコーディネートを担つてている。また、全推進員から構成される相談支援包括化推進会議（以下、推進会議）を設置し（図1）、オブザーバーとして司法（弁護士会、法テラス）、ボランティア、行政といった分野からも出席してもらつた。推進会議

では、必要な相談支援が円滑に提供されるよう、主に次の内容について協議している。①各相談支援機関の業務内容の理解、②相談支援の包括化を図るための各相談支援（④地域）に不足する社会資源創出の手法、⑤本事業による支援実績の検証

「推進員として委嘱することによつて、2か月に1回定期的に開催される推進会議への参加や、適宜開催しているケース会議における話し合いがスムーズに行われるようになります」と、熊谷良治課長補佐（CSW）はその成果を語る。推進会議では、

社協データ

【地域の状況】（平成29年11月30日現在）

人口 291,951人
世帯数 134,752世帯
高齢化率 26.2%

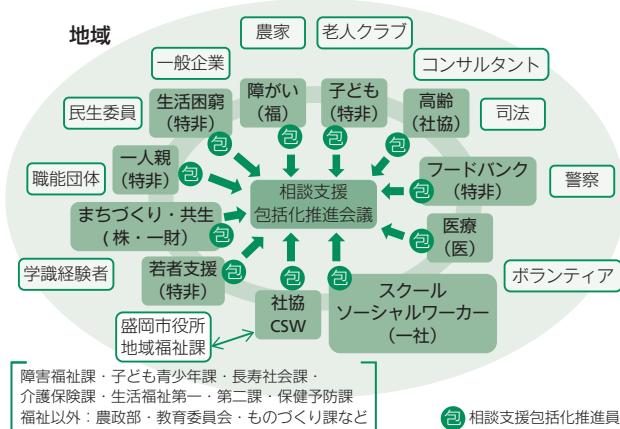
【社協の概要】（平成30年1月1日現在）

理事 13名
評議員 26名
監事 3名
職員数 210名（正規職員38名、嘱託職員56名、臨時職員4名、非常勤職員112名）

【主な事業】

- 地域福祉推進事業
- 総合相談体制事業
- 小地域福祉活動事業
- 日常生活自立支援事業
- 福祉教育・ボランティア活動推進事業
- 介護保険事業（地域包括支援センター、通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業所、訪問入浴）
- 放課後健全育成事業（児童館、学童クラブ）
- 東日本大震災被災者生活支援
- 福祉もりおか発行、インターネットを利用した情報発信

図1 相談支援包括化推進会議の体制



障害福祉課・子ども青少年課・長寿社会課・介護保険課・生活福祉第一・第二課・保健予防課
福祉以外：農政部・教育委員会・ものづくり課など

人口約29万人の岩手県の県庁所在地である。市域面積は東京23区の約1.4倍に相当し、さまざまな山に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれた美しい景観を形成している。1980年代の高度経済成長後に東北自動車道、東北新幹線、秋田新幹線等の高速交通インフラが整備され、都心との距離が一挙に縮まった。



相談支援包括化推進会議の様子

「地域力強化推進事業も受託」という標識が立つ。この事業は、盛岡市が実施する「地域活性化事業」の一つで、地域の課題を把握して解決を試みる体制づくりを進めるという事業である。盛岡市では、モデル地区としてマンションの多い杜陵地区と、一戸建て新興住宅開発の進むみたけ地区の2つを対象地域とした。選定理由について、熊谷さんは次のように説明する。

「概ね中学校区単位にある32の地区福祉推進会（地区における福祉活動を推進する住民組織）の中から福祉活動に積極的な地区を選びました。どちらの地区も近年の住宅開発によって、住民同士のコミュニケーションの不足が問題となっています。これをきっかけに、新しい地域コミュニケーションのあり方をみんなで考えてもらいたいと思いました」

杜陵地区で行ったのが、マンションサミットである。以前開催した地区福祉推進会の懇談会では、マンション住民が町内会に参加しないケースが増えていたことを問題視する意見が相次いだ。これを解決するためには、マンション住民との意見交換を実施する必要があると考え、話し合いの場を設けたのだ。第一回

推進員から出された居場所の確保や就労のミスマッチといった各分野が抱える課題を抽出するところからスタートし、参加者全員の問題意識を共有した後に、分科会を設置した。

「現在作られている分科会は、シェルター、中間的就労、保証人、居場所づくりの4種類です。推進会議のメリットは、多角的な視点から議論できること。たとえば居場所づくりといつても、高齢者・子ども・障がい者の分野によって求めるものがまったく違います。それぞれの思いをあわせて、地域みんなが参加できるような居場所とは何か。そんな話し合いが進められるようになります」と、地域福祉課主事の藤澤佳代（CSW）さん。

地域力強化推進事業も受託

こうした基本的なトータルケアシ

ステムの基盤整備ができたところで、平成29年度より盛岡市社協では地域力強化推進事業も合わせて受託した。市内のモデル地区において、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを進めるという事業である。盛岡市では、モデル地区としてマンションの多い杜陵地区と、一戸建て新興住宅開発の進むみたけ地区の2つを対象地域とした。選定理由について、熊谷さんは次のよう

に説明する。

「概ね中学校区単位にある32の地区福祉推進会（地区における福祉活動を推進する住民組織）の中から福祉活動に積極的な地区を選びました。どちらの地区も近年の住宅開発によって、住民同士のコミュニケーションの不足が問題となっています。これをきっかけに、新しい地域コミュニケーションのあり方をみんなで考えてもらいたいと思いました」

杜陵地区で行ったのが、マンションサミットである。以前開催した地区福祉推進会の懇談会では、マンション住民が町内会に参加しないケースが増えていたことを問題視する意見が相次いだ。これを解決するためには、マンション住民との意見交換を実施する必要があると考え、話し合いの場を設けたのだ。第一回

のサミットには、対象を絞った21棟中の7名の関係者（マンション管理者やオーナーたち）が参加した。

システムの基盤整備ができたところで、平成29年度より盛岡市社協では地域力強化推進事業も合わせて受託した。市内のモデル地区において、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを進めるという事業である。盛岡市では、モデル地区としてマンションの多い杜陵地区と、一戸建て新興住宅開発の進むみたけ地区の2つを対象地域とした。選定理由について、熊谷さんは次のよう

に説明する。

「概ね中学校区単位にある32の地区福祉推進会（地区における福祉活動を推進する住民組織）の中から福祉活動に積極的な地区を選びました。どちらの地区も近年の住宅開発によって、住民同士のコミュニケーションの不足が問題となっています。これをきっかけに、新しい地域コミュニケーションのあり方をみんなで考えてもらいたいと思いました」

杜陵地区で行ったのが、マンションサミットである。以前開催した地区福祉推進会の懇談会では、マンション住民が町内会に参加しないケースが増えていたことを問題視する意見が相次いだ。これを解決するためには、マンション住民との意見交換を実施する必要があると考え、話し合いの場を設けたのだ。第一回

のサミットには、対象を絞った21棟中の7名の関係者（マンション管理者やオーナーたち）が参加した。

社会資源の創出が今後の課題

2年をかけて事業の推進体制を構築してきた盛岡市社協だが、まだまだ課題は山積みだと工藤課長は言う。そこで、新たな発想で地域課題の解決策といつても情報交換、問題の共有化、分科会の設置といったところでも終わってしまっているのも確かです。次年度は分科会の議論に基づく、社会資源の創出を進めていきます」

「推進員制度に対する各団体での理解・協力度がまちまちで、推進会議といつても情報交換、問題の共有化、分科会の設置といったところでも終わってしまっているのも確かです。次年度は分科会の議論に基づく、社会資源の創出を進めていきます」

地域をつなぐ 生活支援相談員

連載
第8回

今号から3回は、平成29年4月に発生した熊本地震に係る熊本県内の生活支援相談員の役割や、現在の活動について紹介する。第1弾の今回は、益城町社協の取り組みを紹介する。

必死に走り続けた一年

これからも地域とともに

益城町社会福祉協議会

（熊本県）

①

益城町は熊本県の空の玄関口・阿蘇くまもと空港と、高速道路のインター チェンジが2か所ある利便性に恵まれた地域にあり、隣接する市町村のベッドタウンである。震災前の人団は約3万5千人（13500世帯）であり、年々人口が増え続けていた町である。

このようななか、平成28年4月14・

16日の熊本地震の発生により、益城町は未曾有の被害を受けた。当初、18か所の避難所には人口の約半数である1万8千人が避難生活を強いられ、指定された避難所以外にも被災者があふれかえる状況であった。

その後、同年6月より応急仮設住宅の建設が徐々に進み、11月には18か所、1562戸のプレハブ仮設住宅が完成。

民間賃貸住宅を借り上げたみなし仮設住宅へも約1500世帯が入居した。

地域支え合いセンターの開設

仮設住宅の完成と同時に、地域支え合いセンターが開設され、生活支援相

談員（以下、相談員）として13人が着任した。在宅、プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅の被災者、さらに障がい者の支援について、益城町社協ですべてを見守るには限界があるため、避難所で見守り支援を行っていたNPO法人等5団体にも協力を求めた。在宅被災者以外の日ごろの見守り活動は、NPO法人等が行い、益城町社協は、

町行政との連絡・調整と、全体の統括として在宅被災者の状況把握を行った。

まずは地域支え合いセンターを地域に知つてもらう活動から始めるべく、センターのチラシを作成した。また、町外からの相談員もいたため、全員で益城町の地図づくりに取り組んだ。その後、自治会長や民生委員・児童委員、高齢者相談員等、各地域の状況を知つておられる方々を訪問して地区の状況を教えてもらうとともに、センターのチラシを配布し、住民への周知も依頼した。それらの情報をもとに、平成29年1月より半壊以上の在宅被災世帯の状況把握を開始し、被災者情報の整理をしながら3612世帯の状況把握に努めた。「一日でも早く地域の人にお会いし、無事を確認したい」とはやる気持ちから、相談員が一丸となり約3か月で町内を一巡することができた。しかし、住民の転居等でいろいろな場所に点在されており、直接お会いできたのは約半数の世帯であった。そのため、これから支援にかなりの時間を要すると実感した。

センターの担当職員は日々の訪問のなかで、相談員が受けた相談等を抱え込むことがないように配慮した。朝礼、終礼を必ず行い、毎日の報告を受け、一緒に検討するようにした。次第に地域サロンも再開され、住民の困りごとや心配ごとに耳を傾け、一緒に共感することことで心が和むひとときもあった。

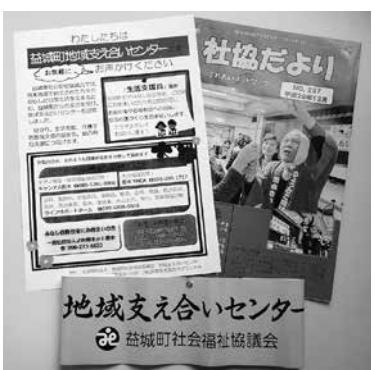
相談員のほとんどが被災者であつたため、つらい場面に遭遇することもあつたが、被災者だからこそ心から寄り添えたことも数多くあつた。

今後にむけて

在宅被災者の訪問支援については特にマニュアルがなかつたため、自分たちなりに積み上げていくしかなかつたが、今回積み上げたものを今後に引き継いでいくことができるよう、形にしていきたいと考えている。

今は、終の棲家である我が家で安心・安全に暮らしていける地域を再びつくり上げていく大切な時間である。その基盤を作るのは益城町地域支え合いセンターであり、今後、このセンターはますます重要な役割を担つていくと考えている。

最後になりましたが、今回の災害を機に災害相互応援協定を結んだ天草市社協、そして益城町へ多くのご協力とご支援をいただきました全国の皆さまに深く感謝申しあげます。



手配りでお届けした社協だよりとチラシ。下は生活支援員の腕章。

「地域の身近な拠点づくり推進セミナー」
開催のお知らせ

ふれあい・いきいきサロンは全国の設置数が67,000件を越え、高齢者の居場所づくりや子育て中の親が抱える悩みの相談の場、さらには障害をもつ人たちの活動の場等、多様な役割を発揮しています。

また、地域共生社会の実現においても、多様な住民が集まることでつながりが生み出され、悩みが共有されるなど、住民同士の支え合いが実践されています。ふれあい・いきいきサロンでは、多世代・多機能型拠点の取り組みが重要な位置づけにあります。

このような背景も踏まえながら、地域の拠点づくりの取り組みについて、活動の立ち上げや運営の継続に対する支援について考え、住民が主体となって進める地域ごとの多様な取り組みの推進に資することを目的に開催します。

日 時：平成30年3月22日(木) 10:45~16:45

会 場：TFTビル(東京都江東区有明3丁目6番11号)

参加対象：社協職員、NPO等中間支援組織、関心のある方

定 員：120名

内 容：

- ・講演「地域おこしに学ぶ地域の支え合いのポイント」
講師／図司 直也氏(法政大学現代福祉学部 准教授)
- ・シンポジウム「地域活動拠点の立ち上げと継続支援～地域の困りごとを見逃さないために～」
コーディネーター／渡辺 裕一氏(武蔵野大学 教授)
シンポジスト／調整中
- ・グループ討議

詳 細：詳細については近日中に「地域福祉ボランティア情報ネットワーク」に掲載予定です。
(<https://www.zcwvc.net/>)

問合せ先：全国社会福祉協議会 地域福祉部

TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858

Email z-chiiki@shakyo.or.jp

平成30年度
介護職員実務者研修通信課程
申込受付中！

中央福祉学院では、介護職員の人材育成と介護福祉士国家試験の受験資格取得を支援するため、県・市社協と連携し、『介護職員実務者研修通信課程』を開講しています。

学習内容：・自宅学習

(19科目※保有資格により科目数が異なります。)

・スクーリング

(介護過程Ⅲ(45時間)／医療的ケア演習)

なお、平成30年度は16県・市社会福祉協議会が地元開講します。

青森県、岩手県、秋田県、鶴岡市、福島県、埼玉県、神奈川県、川崎市、愛知県、滋賀県、大阪府、大阪市、奈良県、鳥取県、広島県、山口県

※スクーリング実施社協の近隣県からの受講申込も受付中！

助成等：

- ・教育訓練給付金制度支給対象講座
- ・介護福祉士修学資金等貸付制度が利用できます。

受講料・受講期間：

保有資格	受講期間	受講料
保有資格なし	4/1~12/31 (9か月)	145,000円
喀痰吸引等研修修了者		
介護職員初任者研修修了者	6/1~12/31 (7か月)	130,000円
訪問介護員養成研修(2級)修了者		
訪問介護員養成研修(1級)修了者	7/1~12/31 (6か月)	90,000円
介護職員基礎研修修了者	7/1~10/31 (4か月)	70,000円

そ の 他：申込方法や受講料などの詳しいご案内は、中央福祉学院ホームページをご覧ください。

実施主体：社会福祉法人全国社会福祉協議会

中央福祉学院

〒240-0197

神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

TEL 046-858-1355 FAX 046-858-1356

中央福祉学院ホームページ

<http://www.gakuin.gr.jp/>

2018年1月号 平成30年1月31日発行

編集／全国社会福祉協議会 地域福祉部

発行所／地域福祉推進委員会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858

代表者／川村 裕

編集人／高橋 良太

定価／216円(本体価格200円)

デザイン・印刷／三報社印刷株式会社

編集後記

お正月はいかがお過ごしだったでしょうか。年明けからの業務は、年度内の事業を完遂することと次年度の計画を組み立てるお忙しい時期だと思います。

今月号のインタビューコーナーは、日本ファンドレイジング協会の鵜尾

様に取材のお願いをしました。私もインタビューに同席しましたが、鵜尾様のファンドレイジングに対する熱い想いを語る姿に元気をいただきました。同時に、インタビューの空気を文字で伝えることの難しさを感じました。(高)

明日への 一步

~ノーマインタビュー~

INTERVIEW #18

一人ひとりのものの見方や 考え方を変えていく ファンドレイジング



鶴尾 雅隆氏

認定特定非営利活動法人
日本ファンドレイジング協会
代表理事

どのようなきっかけで現在の活動を始めたのでしょうか。

本格的にファンドレイジングを考えるようになったきっかけは、平成3年から国際協力機構に勤務してインドネシアに赴任していたときに、アジア大洋州の約200団体が参加する、ファンドレイジングについて語る会議に休暇を取って参加したことです。そこで、NPOの経営が社会から乖離することの問題や、社会を巻き込んでいくプロセスの重要性に気づき、お金を集める行為そのものに本質的な意味があるのではないかと考えるようになりました。その後、アメリカに留学してNPOの運営に携わり、マネジメントを学びました。日本に帰国してからは、国際協力機構に勤務する傍ら、平成18年にブログ「ファンドレイジング道場」を立ち上げ、ファンドレイジングのノウハウや日本の寄付文化、国内外の成功事例などを発信し続けました。そして、日本における本格的なファンドレイジングに関するコンサルティング会社の必要性を考え、平成20年に株式会社ファンドレックスを創業し、現在も代表を務めています。翌年には、日本ファンドレイジング協会の創設にも携わりました。

協会では、認定ファンドレイサー資格の創設、アジア最大の祭典「ファンドレイジング日本」の開催や寄付白書・社会投資市場形成に向けたロードマップの発行、子ども向けの寄付教育の全国展開などの取り組みを進めています。

ファンドレイジングの魅力についてお聞かせください。

ファンドレイジングのプロセスで社会に変化が生ま

地域福祉の推進において、地域課題の多様化によるさまざまなニーズへの対応が求められており、多様な財源確保の重要性が高まっています。財源の確保には、「単なる資金調達にとどまらず、共感をマネジメントしながら組織と財源を成長させる力、人々に社会課題の解決に参加してもらうためのプロセス」と定義される、ファンドレイジングという考え方があります。今号では、ファンドレイジング戦略設計の第一人者である日本ファンドレイジング協会代表理事の鶴尾雅隆さんにお話をうかがいました。

聞き手：全国社会福祉協議会 地域福祉部長 高橋良太

れることがポイントです。まず、寄付をお願いする側として、お金を集めるという行為に抵抗を感じる方もいるかもしれません。ですが、自分のために集めているのではなく、困っている方のために集めているという認識を転換することが大切です。すぐに寄付につながるかどうか分かりませんが、困難を抱える方の状況を訴えることで、少しでも共感する人が生まれ、さらに解決策を考える人が出てくる、そうした気づきを与える視点が大切です。また、そうした人たちが人生のどこかで、誰かにそのことを話してくれたり、将来、何らかの形で支援に加わってくれたりするかもしれません。社会を変えるということは、このように、一人ひとりのものの見方や考え方を変えることだと思っています。最近では、自分がお世話になった地域に遺贈寄付をするケースが増えてきており、住民が住民を支えるという好循環が生まれています。

社協に対する期待をお聞かせください。

社協には地域の課題解決におけるプラットフォームになっていただきたいと思います。社協やNPOには、3つの段階があると考えています。ひとつ目は組織単独で事業に取り組む段階、ふたつ目は組織で決定した事業にさまざまな人に参加してもらって取り組む段階、3つ目は組織がプラットフォームとしての役割を担い、参加者自身が考えてプロジェクトを生み出す段階です。これからは、3つ目の段階が重要です。住民自らが地域に役立つ事業を企画する動きを誘発するためのプラットフォームの役割として、社協が適任だと思います。容易なことではありませんが、こうした住民を支援するプロセスが、地域の課題を地域で解決していくための財源確保にもつながるのではないかと思います。